

承第2号

専決処分の報告及び承認について

三島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月15日提出

三島市長 豊岡 武士

三島市専第4号

専 決 処 分 書

三島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三島市国民健康保険税条例（昭和34年三島市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の三島市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年3月31日

三島市長 豊岡 武士